

●香川県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和字竹屋敷14番6地 先から さぬき市多和字東谷106番9地 先まで	前	9.5~102.0	710	旧道の市道移管
さぬき市多和字東谷96番15地先 から さぬき市多和字竹屋敷8番1地 先まで		5.5~45.0	613	
さぬき市多和字竹屋敷13番11地 先から さぬき市多和字竹屋敷14番15地 先まで		11.0~33.6	184	
さぬき市多和字竹屋敷14番6地 先から さぬき市多和字東谷106番9地 先まで	後	9.5~102.0	710	